

## 市場監督管理行政処罰手続き暫定規定 2019 年

(国家市場監督管理総局令第 2 号 2018 年 12 月 21 日 公布)

### 第一章 総則

第 1 条 市場監督管理行政処罰手続きを規範化するため、市場監督管理部門は法に基づき行政処罰を実行し、自然人、法人及びその他の組織の合法的権益を保護するため、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国行政強制法」などの法律、行政法規に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 市場監督管理部門は行政処罰を実行する場合、本規定を適用する。

第 3 条 市場監督管理部門は行政処罰を実行する場合、公正、公開の原則を遵守し、処罰と教育との結合を堅持し、事実が明確で、証拠が確実で、適用が正確で、手続きが合法で、処罰が適切でなければならない。

第 4 条 市場監督管理部門は、行政処罰を実行する場合、忌避制度を実施する。事件の処理に参加する関係人員と当事者とに直接的な利害関係がある場合、忌避しなければならない。

市場監督管理部門の主要な責任者の忌避は、市場監督管理部門の責任者によるグループ討論により決定する。市場監督管理部門の他の責任者の忌避は、市場監督管理部門の主要責任者が決定する。その他の関係者の忌避は、市場監督管理部門の責任者が決定する。

第 5 条 上級市場監督管理部門が下級市場監督管理部門に対して行政処罰を実行する場合、監督を強化しなければならない。

各クラスの市場監督管理部門が本部門内の機関及びその派出機関に対し、組織の委託を受けて行政処罰を実行する場合、監督を強化しなければならない。

### 第二章 管轄

第 6 条 行政処罰は違法行為発生地の県クラス以上の市場監督管理部門が管轄する。なお、法律、行政法規に別段の規定がある場合は除く。

第 7 条 県クラス、区を設けた市クラスの市場監督管理

部門は、職権により管轄区内で発生した行政処罰事件を管轄する。なお、法律、法規、規則の規定に省クラス以上の市場監督管理部門が管轄する場合は除く。

第 8 条 県クラスの市場監督管理部門の出先機関は県クラスの市場監督管理部門が決めた権限範囲内で県クラスの市場監督管理部門の名義で行政処罰を実行する。なお、法律、法規、規則の授權により出先機関名義で行政処罰を実施する場合を除く。

県クラス以上の市場監督管理部門は、法定権限内で「中華人民共和国行政処罰法」の規定条件に合う組織に行政処罰を委託することができる。委託された組織は委託の範囲内において、委託を受けた行政機関名義で行政処罰を実行する。他のいかなる組織或いは個人に再委託して行政処罰を実行してはならない。

第 9 条 電子商取引プラットフォームの事業者及び自社サイト、その他のネットサービスを通じて商品を販売或いはサービスを提供する電子商取引事業者による違法行為は、その所在地の県クラス以上の市場監督管理部門が管轄する。

プラットフォーム内の経営者の違法行為は、その実際の営業地の県クラス以上の市場監督管理部門が管轄する。電子商取引プラットフォームの事業者の所在地の県クラス以上の市場監督管理部門が先に違法な手がかりを発見、或いは投訴や通報を受けた場合、管轄することができる。

第 10 条 放送、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、インターネットなどのマスメディアを利用して違法な広告行為に対する行政処罰を実行する場合、広告メディアの所在地の市場監督管理部門が管轄する。広告メディアの所在地の市場監督管理部門が異なる地域の広告主、広告事業者を管轄することが困難な場合、広告主、広告事業者の違法状況を広告主、広告事業者の所在地の市場監督管理部門に移送することができる。

インターネット広告の違法行為は、広告主の所在地、広告事業者の所在地の市場監督管理部門が先に違法な手がかりを発見したり、投訴や通報を受けたりした場合、管轄することができる。

広告主が自ら違法なインターネット広告を発表した行

為に対して行政処罰を実行する場合、広告主の所在地の市場監督管理部門が管轄する。

第 11 条 当事者の同一の違法行為に対して、二つ以上の市場監督管理部門が管轄権を有する場合、先に立案した市場監督管理部門が管轄する。

第 12 条 二つ以上の市場監督管理部門が管轄権により紛争が発生した場合、紛争が発生した日から 7 日間以内に協議し解決しなければならない。協議ができない場合、共同で一つ上級の市場監督管理部門に報告し管轄の指定を報告し裁決を仰がなければならない。

第 13 条 市場監督管理部門が当該所轄に属さない捜査事件を発見した場合、当該事件を管轄権のある市場監督管理部門に移送しなければならない。移送を受けた市場監督管理部門は管轄権に異議がある場合、共同で一つ上級の市場監督管理部門に報告し管轄の指定を報告し裁決を仰がなければならない。自ら移送してはならない。

第 14 条 上級市場監督管理部門は必要と認めた場合、直接下級市場監督管理部門の管轄事件を検査することも当該部門の管轄事件を下級市場監督管理部門に管轄させることもできる。法律、法規、規則が上級市場監督管理部門の管轄事件と明確に規定している場合、上級市場監督管理部門は事件を下級市場監督管理部門に任せることはできない。

下級市場監督管理部門は、法に基づき管轄する事件に特殊な原因があるために処理が困難な場合、で一つ上級の市場監督管理部門に報告し管轄の指定を報告し裁決を仰ぐことができる。

第 15 条 一つ上級の市場監督管理部門に報告し管轄の指定を報告し裁決を仰いだ場合、一つ上級の市場監督管理部門は報告資料の受領日から 7 営業日以内に事件の管轄部門を確定しなければならない。

第 16 条 市場監督管理部門が他の行政管理部が管轄する捜査事件を発見した場合、法に基づき他の関連部門に移送しなければならない。

市場監督管理部門が犯罪の疑いのある違法行為を発見した場合、関連規定に基づき事件を司法機関に移送しなければならない。

### 第三章 行政処罰の一般手続き

第 17 条 市場監督管理部門は、監督検査の職権或いは投訴や通報、その他部門の移送、上級機関の引渡しなどで発見された違法行為の手がかりについて、手がかりの発見或いは資料の受領日から 15 営業日以内に確認し、市場監督管理部門の責任者により立案するかどうか決定しなければならない。特別な状況の場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、15 営業日を延長することができる。なお、法律、法規、規則に別段の規定がある場合を除く。

検査、検証、検疫、鑑定などに必要な時間は前項の規定期間に算入しない。

立案には立案報告書を記入し、事件処理機関の責任者が調査処理を担当する 2 名以上の事件処理担当者を指定しなければならない。

第 19 条 事件処理担当者は全面的、客観的、公正、速やかに事件の調査を行い、証拠を収集、調取するとともに法律、法規、規則の規定に基づき検査を行わなければならない。

初めて当事者に証拠の収集、調取する場合、陳述権、弁明権及び忌避請求権があることを告知しなければならない。

市場監督管理部門及び事件処理に参加する関係者は、法に基づき調査過程で知った国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーの秘密を保持しなければならない。

第 19 条 事件処理担当者は調査或いは検査を行う時、二人より少なくはならず、かつ当事者或いは関係者に法執行証明書を提示しなければならない。

第 20 条 事件処理担当者は法に基づき証拠を収集しなければならない。証拠は以下のものが含まれる：

- (1) 証拠書類；
- (2) 物的証拠；
- (3) 視聴資料；
- (4) 電子データ；
- (5) 証人の証言；
- (6) 当事者の陳述；
- (7) 鑑定意見；

(8) 検証調書、現場調書。

立案前に確認或いは監督検査中に法に基づき取得した証拠資料は事件の証拠に使用することができる。

移送事件において、移送機関が職権調査で収集した証拠資料は事件の証拠として使用することができる。

上記の証拠は法律、法規、規則の証拠の規定に適合するとともに事実の確認を経て、事件の事実を認定する根拠とすることができる。

第 21 条 収集、調取する証拠書類、部的証拠は原本、原物でなければならない。原本、原物の調取が難しい場合、複製、コピー或いは書写しでもよく、原本、原物の外観の分かる或いは内容の写真やビデオを撮影或いは製作してもよい。複製、コピー、書写し及び写真、ビデオについて、証拠提供者は誤りがないことが確認後、原本、現物と一致と明記するとともに、証拠提出日付、出所を明記し、同時に署名或いは捺印する。

第 22 条 収集、調取した視聴資料は資料が関連する原媒体でなければならない。視聴資料を原媒体で調取することが難しい場合、複製に抽出するとともに、制作方法、製作日時、製作者などを明記する。音声資料は当該音声内容の文字起こしを添付しなければならない。

第 23 条 収集、調取した電子データはデータが関連する原媒体でなければならない。電子データを原媒体で収集することが難しい場合、複製コピー、分析委託、書面化、写真ビデオなどの方法で証拠を取るとともに、制作方法、製作日時、製作者などを明記したものを採用することができる。

市場監督管理部門はインターネット情報システム或いは設備を利用して違法行為の証拠を収集、固定することができる。違法行為の証拠を収集、固定するためにインターネット情報システム或いは設備を用いる場合、関連規定に適合し、収集、固定された電子データの真実性、完全性を保証しなければならない。

市場監督管理部門は専門知識を持った人員を割当て或いは採用し、事件処理人員が連する電子データの調査と証拠を取る補助とすることができる。

第 24 条 中華人民共和国の領域外から取得した証拠については、出所を説明し、所在国の公証機関による

証明と中華人民共和国の当該国駐在大使館で認証されるか、或いは中華人民共和国と証拠所在国とが締結した関連条約に規定される証明手続きを履行しなければならない。

中華人民共和国香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区で取得した証拠には、関連規定に従った証明手続きがされていなければならない。

外国語証拠書類或いは外国語視聴資料などの証拠には、翻訳資格のある機関による翻訳或いはその他の翻訳が正確な中国語翻訳が添付され、翻訳機構の捺印或いは翻訳者の署名がなければならない。

第 25 条 被疑侵害品或いは場所の検査を行う場合、当事者に出席するよう通知しなければならない。事件処理担当者は現場調書を作成し、日時、場所、事件などの内容を明記し、事件処理担当者、当事者が署名或いは捺印しなければならない。

第 26 条 事件処理担当者は、当事者及びその他の関連の会社と個人に尋問することができる。尋問は個別に行わなければならない。尋問では調書を作成し、尋問調書は被尋問者の確認がなければならない。読むことができない場合、それを読み上げてあげなければならない。調書に誤り、漏れがある場合、その訂正或いは補充を認めなければならない。訂正部分は被尋問者の署名、捺印或いはその他の方法での確認がなければならない。誤りがないことを確認後、被尋問者は調書の各ページに署名、捺印或いはその他の方法での確認をしなければならない。事件処理担当者は調書に署名しなければならない。

第 27 条 事件処理担当者は、当事者その他の関係の会社及び個人に一定期間内に証明資料或いは被疑侵害行為に関連するその他の資料の提供並びに資料提出者が関連資料に署名或いは捺印することを求めることができる。

市場監督管理部門は権利侵害ニセモノなどの事件の捜査手続きにおいて、権利者に係争中の製品が権利者の生産か或いは生産許可製品かどうかの識別、また関連事項の鑑定を求めることができる。

第 28 条 市場監督管理部門はサンプリングで証拠を取

る場合、当事者に出席するよう通知しなければならない。事件担当者はサンプリング記録を作成し、サンプルにシールを貼り、リストを作成し、事件担当者、当事者がシールと関連記録に署名或いは捺印しなければならない。

インターネットや電話通販などの方法でサンプルの証拠を取る場合、写真、スクリーンショット、録音、ビデオなどの方式で取引過程、商品の包装検査とサンプル封止などの過程を記録しなければならない。

法律、法規、規則或いは国の関連規定によりサンプリング機構の資質或いはサンプリング方式に明確な要件がある場合、市場監督管理部門は関連機構に委託、或いは規定の方式でサンプルを抽出しなければならない。

第 29 条 事件の状況を究明するために、事件での専門的事項を検査、検証、検疫、鑑定を行う必要がある場合、市場監督管理部門は法定資格を有する機関に委託して行わなければならない。検査、検証、検疫、鑑定結果は当事者に通知しなければならない。

第 30 条 証拠の滅失或いは後日取得しづらい状況になる可能性がある場合、市場監督管理部門は被疑侵害行為に関連する証拠に対して先行登録保存措置を講じることができる。先行登録保存措置の採用或いは解除をする場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経なければならない。

緊急な状況で、その場で先行登録保存措置を執る必要がある場合、法律執行担当者は 24 時間以内に市場監督管理部門の責任者に報告するとともに、承認手続きを後から行わなければならない。市場監督管理部門の責任者は先行登録保存措置を取るべきでないと判断した場合、直ちに解除しなければならない。

第 31 条 関連証拠の先行登録保存は、その場で整理し、リストを作成し、当事者と事件処理担当者が署名或いは捺印し、当事者の一部を交付するとともに、その場で先行登録保存証拠通知書を交付しなければならない。

先行登録保存期間に、当事者或いは関係者は、証拠を毀損、廃棄或いは移動してはならない。

第 32 条 先行登録保存の証拠には、7 日間以内に以下の措置を講じなければならない：

- (1) 状況に応じて速やかに記録、複製、写真、ビデオなどの証拠保全措置を取る；
- (2) 検査、検証、検疫、鑑定が必要な場合、検査、検証、検疫、鑑定を手配する；
- (3) 関連法律、法規の規定に基づき差押、押収などの行政強制措置を取ることができる場合、行政強制措置を執る決定を下す；
- (4) 違法事実が成立し、没収しなければならない場合、行政処罰の決定を下し、違法物品を没収する；
- (5) 違法事実が成立しない或いは違法事実は成立しているものの法に基づき差押、押収或いは没収してはならない場合、先行登録保存措置の解除を決定する。

期限が過ぎても関連措置が執られない場合、先行登録保存措置は自動的に解除される。

第 33 条 市場監督管理部門は法律、法規の規定に基づいて差押、押収などの行政強制措置を執ることができる。行政強制措置の採用或いは解除をする場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経なければならない。

緊急な状況で、その場で行政強制措置を執る必要がある場合、法律執行担当者は 24 時間以内に市場監督管理部門の責任者に報告するとともに、承認手続きを後から行わなければならない。市場監督管理部門の責任者は行政強制措置を執るべきでないと判断した場合、直ちに解除しなければならない。

第 34 条 市場監督管理部門は行政強制措置を実行する場合、「中華人民共和国行政強制法」第 18 条の規定の手続きに基づき行うとともに、その場で行政強制措置執行決定書及びリストを交付しなければならない。

第 35 条 差押、押収の期間は 30 日を超えてはならない。複雑な状況の場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、延長することができるが、延長期間は 30 日を超えてはならない。なお、法律、行政法規に別段の規定がある場合は除く。

差押や押収を延長する決定は、速やかに書面で当事者に通知するとともに、理由を説明しなければならない。

物品に対して検査、検証、検疫、鑑定を行う必要がある場合、差押、押収の期間に検査、検証、検疫、鑑定の

期間を含まない。検査、検証、検疫、鑑定の間は、明確にするとともに、当事者に書面で通知しなければならない。

第 36 条 当事者が委託発送した物品を押収する場合、押収協力通知書を作成し、関連の会社に協力手続きを通知するとともに、書面で当事者に通知しなければならない。

第 37 条 当事者が保管或いは預けた被疑侵害品で、押収が必要な場合、当事者に取出を命じる。当事者が取出を拒否する場合、現地の関連部門或いは会社がそれを取出するとともに、押収手続きを行わなければならない。

第 38 条 差押、押収の場所、施設或いは財物は、適切に保管し、使用或いは毀損してはならない。市場監督管理部門は第三者に保管を委託することができ、第三者は毀損或いは無断で移動、処分してはならない。

差押え場所、施設或いは財物には、市場監督管理部門が封印紙を貼り、何人も勝手に使用してはならない。

生鮮品或いはその他の保管しにくい財物に対して、法律、法規の規定により競売或いは換金が可能な場合、或いは当事者が競売或いは換金に同意した場合、市場監督管理部門の責任者の承認を得て、証拠を残す関連措置を取った後、法に基づき競売或いは換金することができる。競売或いは換金の所得は市場監督管理部門がしばらく保管する。

第 39 条 以下に掲げる情状の一つに該当する場合、市場監督管理部門は速やかに差押や押収を解除する決定を下さなければならない：

- (1) 当事者に違法行為がない；
- (2) 差押、押収の場所、施設或いは財物と違法行為が無関係である；
- (3) 違法行為に対する処理決定が既に下されており、差押、押収はもう必要がない；
- (4) 差押、押収の期限は既に満了している；
- (5) 差押、押収する必要がもうないその他の状況。

差押、押収を解除には、直ちに財物を返還するとともに、事件担当者及び当事者が財物リストに署名或いは捺印しなければならない。生鮮品或いはその他の保管

しにくい財物を競売或いは換金した場合、競売或いは換金した所得を払い戻す。換金価格が明らかに換金時の市場価格を下回り、当事者に損失を与えた場合、補償をしなければならない。

当事者が所在不明或いは事件の物品の所有者を特定できない場合、本規定第 74 条第 5 項に規定する公告送達方式に従い収納を通知しなければならない。公告期間の満了後も収納されない場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、事件物品を上納或いは法に基づき競売後、所得を国庫に納入する。

第 40 条 事件処理担当者は調査して証拠を取る手続きにおいて、当事者に通知することができず、当事者が出席しない或いは調査を受けることを拒否し、当事者が署名、捺印或いはその他の方法で確認することを拒否した場合、捜査担当者は調書或いはその他の資料に状況を明記するとともに、録音、録画などの方法で記録を取らなければならない、必要に応じて、関係担当者に証人となってもらうことができる。

第 41 条 現場検査を行い、当事者及びその他の関係会社と個人に尋問し、サンプリングで証拠を取り、先行登録保存措置を行い、差押或いは押収などの行政強制措置を実行する場合、関連規定に基づき写真、録音、録画などの方法で現場の状況を記録する。

第 42 条 市場監督管理部門は行政処罰事件を手続きする時、他の市場監督管理部門が調査と証拠取得に協力する必要がある場合、調査協力書を発行しなければならない。調査協力書を受領した市場監督管理部門は協力しなければならない、調査協力書の受領日から 15 営業日以内に関連業務を完了する。完了に延期が必要或いは協力が不要な場合、期限満了前に捜査協力請求を提出した市場監督管理部門に通知しなければならない。

第 43 条 以下に掲げる情状の一つに該当する場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、案件の調査を中止する：

- (1) 行政処罰決定は関連事件の裁判結果或いはその他の行政決定を根拠としなければならないが、関連事件はまだ審決が出ていない或いはその他の行

政決定がまだ下されていない場合；

(2) 法律の適用などの問題に関して、権限のある機関に送付して解釈或いは確認してもらう必要がある場合；

(3) 不可抗力により事件を暫く調査できない場合；

(4) 当事者の所在が不明のため事件を暫く調査できない場合；

(5) その他の調査を中止しなければならない情況。

調査を中止した原因の解消後、直ちに事件調査を再開しなければならない。

第 44 条 被疑侵害の自然人の死亡或いは法人、その他の組織の終了があるとともに、権利義務の承継者などがいないなどの理由により事件の調査の継続をできなくなった場合、市場監督管理部門の責任者の承認を得て、事件の調査を終了する。

第 45 条 事件の調査が終了した場合、事件処理機関は調査終了の報告書を作成し、事件資料を審査機関に交付して審査しなければならない。

事件調査終了報告には以下の内容が含まれる：

- (1) 当事者の基本状況；
- (2) 事件の出所、調査経過及び行政強制措置を取った状況；
- (3) 調査で認定した事実及び主な証拠；
- (4) 違法行為の性質；
- (5) 処理意見と根拠；
- (6) 自由裁量の理由など他の説明が必要な事項。

第 46 条 事件の審査は市場監督管理部門の法制機構或いはその他の機関が請負い実行するが、事件処理担当者は審査担当となることはできない。県クラスの市場監督管理部門の出先機関が自らの名義で行政処罰を実行する場合、出先機関の法制担当者が審査を担当する。

市場監督管理部門で初めて案件審査に従事する担当者は、国家統一法律職業資格試験で法律職業資格を取得していなければならない。

第 47 条 事件審査には主に以下の内容を含む：

- (1) 管轄権があるか；
- (2) 当事者の基本状況は明確か；

(3) 事件の事実が明確で、証拠が十分か；

(4) 定性的に正確か；

(5) 適用根拠が正しいか；

(6) 手続きは合法的か；

(7) 処理は適切か。

第 48 条 審査機関は事件の審査を行い、異なる状況を区別して書面で意見と提案を提出する：

(1) 事実が明確で、証拠が十分で、定性的が正確で、適用根拠が正確で、手続きが合法的で、適切な事件処理である場合、事件の処理意見に同意する；

(2) 定性的が不正確、適用根拠が誤り、手順が非合法で、不適切な事件処理である場合、是正を提案する；

(3) 事実が不明確で、証拠が不足する事件の場合、補充調査を提案する；

(4) 提出する必要があると認める他の意見と提案。

第 49 条 審査機構は審査資料の受領日から 10 営業日以内に審査を完了しなければならない。特別な状況の場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経て延長することができる。

第 50 条 審査機構が審査を完了し、事件資料を返却した後、行政処罰を科す事件には、事件処理機関は事件の資料、行政処罰提案及び審査意見を市場監督管理部門の責任者に報告するとともに、法に基づき通知などの手続きを履行しなければならない。その他の行政処理を下す事件には、事件担当機関は事件の資料、審査意見を市場監督管理部門の責任者に報告し、審査を決定しなければならない。

第 51 条 行政処罰の提案が承認された後、市場監督管理部門は当事者に行政処罰の決定で下された事実、理由及び根拠を書面で通知するとともに、当事者には法に基づき陳述権、弁明権を享有することを通知しなければならない。作成された行政処罰は聴証の対象に属する場合、当事者には聴取を行う権利があることを通知しなければならない。法律、法規の規定に基づき行政処罰決定を下す前に当事者に代金返還を命じる必要がある場合、同時に返還金額を通知する。

当事者は通知書送達日から 3 営業日以内に、陳述、

弁明権を行使せず、ヒアリングの実施も請求していない場合、この権利を放棄するものと見做す。

第 52 条 市場監督管理部門は当事者に行政処罰決定を通知した後、当事者の意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由及び証拠を再確認しなければならない。当事者が提出した事実、理由或いは証拠が成立した場合、市場監督管理部門はこれを採用しなければならない。当事者の陳述、弁明或いは聴聞申請により行政処罰を重くしてはならない。

第 53 条 法律、法規が当事者に多くの代金を返還するよう命じる場合、市場監督管理部門は当事者の意見を聴取後、行政処罰決定を下す前に、当事者に返金を命じる通知書を発行し、当事者に期限を定めて返却するよう命じる。多くの代金を支払った消費者或いは他の事業者の検索が難しい場合、公告検索を命じる。

第 54 条 市場監督管理部門の責任者は事件の調査最終報告、審査意見、当事者の陳述と弁明意見或いは聴聞報告書などで審査を行い、状況に基づき、それぞれ以下の決定を下す：

- (1) 確かに法律に基づいて行政処罰を与えるべき違法行為がある場合、情状の軽重及び具体的な状況に基づき、行政処罰の決定を下す；
- (2) 確かに違法行為があるが、法に基づき行政処罰しない状況の場合、行政処罰をしない；
- (3) 違法事実が成立できない場合、行政処罰を与えてはならない；
- (4) 市場監督管理部門の管轄に属さない場合、その他の行政管理部門に移送して処理する；
- (5) 違法行為に犯罪の疑いがある場合、司法機関に移送する。

下記に掲げる情状が複雑或いは重大な違法行為に行政処罰をより重くする事件の場合、市場監督管理部門の責任者はグループ討論し決定しなければならない。

- (1) 罰金を科し、違法所得と違法財産を没収する額が比較的大きい事件；
- (2) 生産停止を命じ、許可証或いは免許の取消を命じる案件；
- (3) 重大な安全問題或いは重大な社会的影響を及

ぼす事件；

- (4) 調査処理意見と審査意見に重大な相違がある案件；
- (5) 市場監督管理部門の責任者がグループ討論で出すべきと考えるその他の事件。

第 55 条 市場監督管理部門は行政処罰の決定を下す場合、行政処罰決定書を作成するとともに、当該部門印を捺印しなければならない。行政処罰決定書には下記に掲げる内容を含む：

- (1) 当事者の氏名或いは名称、住所などの基本状況；
- (2) 法律、法規或いは規則に違反した事実と証拠；
- (3) 当事者の陳述、弁明の受理状況及び理由；
- (4) 行政処罰の内容と根拠；
- (5) 行政処罰の履行方法、期限；
- (6) 行政処罰の決定に不服で、行政再審請求或いは行政訴訟提起したルートと期限；
- (7) 行政処罰決定を下した市場監督管理部門の名称と決定日付。

第 56 条 市場監督管理部門が下した行政処罰決定に関連する情報は関連規定に基づき社会に公示しなければならない。

第 57 条 一般手続を適用する処理事件は立案日から 90 日以内に処理の決定を下さなければならない。事件が複雑或いはその他の原因により、規定期限内に処理の決定を下すことができない場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、30 日間延長することができる。事件が非常に複雑或いはその他の特殊な事情があり、延長しても処理の決定を下すことができない場合、市場監督管理部門の責任者がグループ検討し、延期継続の可否を決定し、延長継続を決定した場合、合理的な期限を同時に確定しなければならない。

事件の処理手続きにおいて、中止、聴取、公告と検査、検証、検疫、鑑定などの時間は前項の案件処理期間に参入しない。

#### 第四章 行政処罰の簡易手続き

第 58 条 違法事実が確実で法定根拠がある場合、自然人には 50 元以下、法人或いはその他の組織には 1000

元以下の罰金或いは行政処罰の警告を科す場合、その場で行政処罰決定を下すことができる。

第 59 条 簡易手続を適用し、その場で違法行為を捜査する場合、事件処理担当者は法執行証書を当事者に提示し、その場で違法事実を調査し、必要な証拠を収集し、所定書式に記入し、番号のある行政処罰決定書を作成しなければならない。

行政処罰決定書は、事件処理担当者が署名或いは捺印し、その場で当事者に送達しなければならない。

第 60 条 その場で作成した行政処罰決定書には、当事者の基本状況、違法行為、行政処罰の根拠、処罰の種類、罰金額、納付ルートと期限、救済ルート、部門名、日時、場所を明記するとともに、市場監督管理部門の印鑑を捺印しなければならない。

第 61 条 事件処理担当者は、行政処罰の決定を下する前に、当事者に行政処罰の決定をした事実、理由と根拠を通知するとともに、当事者に陳述と弁明をする権利があることを通知しなければならない。当事者が陳述と弁明を行う場合、案件処理担当者は調書に記入しなければならない。

第 62 条 簡易手続を適用して事件の関連資料を捜査する場合、事件処理担当者は行政処罰の決定を下した日から 7 営業日以内に所在の市場監督管理部門に提出しファイルに保存しなければならない。

#### 第五章 執行と結審

第 63 条 行政処罰が法に基づき決定後、当事者は行政処罰で決定した期間内に履行しなければならない。当事者が行政処罰の決定に不服で行政再審を請求或いは行政訴訟を提起した場合、行政処罰の執行は停止しない。なお、法律に別段の規定がある場合は除く。

第 64 条 市場監督管理部門は当事者に罰金を科し、違法所得を行政処罰で没収した場合、当事者は行政処罰決定書の受領日から 15 日間以内に、指定銀行を通じて罰金を納付しなければならない。以下に掲げる情状の一つに該当する場合、事件処理担当者はその場で罰金を徴収することができる：

- (1) その場で 20 元以下の罰金を科した場合；
- (2) その場で自然人に 50 元以下の罰金を科し、法人

或いはその他の組織に 1000 元以下の罰金を科した場合で、その場で徴収しないと後で執行できない場合；

(3) 辺境、水上、交通が不便な地区の場合、当事者が指定銀行に罰金を払うことは難しく、当事者が申し出た場合。

事件処理担当者はその場で罰金を徴収する場合、当事者に省、自治区、直轄市の財政部門の統一罰金領収書を発行しなければならない。

第 65 条 事件処理担当者がその場で徴収した罰金は、罰金を徴収した日から 2 日間以内に所在する市場監督管理部門に提出しなければならない。水上で徴収した罰金は、岸に到着した日から 2 日間以内に所在する市場監督管理部門に提出しなければならない。市場監督管理部門は 2 日以内に指定銀行に罰金を納付しなければならない。

第 66 条 当事者が確かに経済的に困難で、罰金の延滞或いは分割払いが必要な場合、書面をもって申請しなければならない。市場監督管理部門の責任者の承認を経て、当事者に罰金の延滞或いは分割払いで支払うことに同意した場合、市場監督管理部門は当事者に書面をもって延滞或いは分割払いの期限を通知しなければならない。

第 67 条 当事者が期限を過ぎても罰金を納付しない場合、市場監督管理部門は罰金額に日歩 3% を加算した罰金を科すことができるが、罰金加算額は支払うべき罰金額を超えることはできない。

第 68 条 当事者が法定期間内に行政再審請求或いは行政訴訟を提起せず、また行政処罰決定も履行しないばかりか催告書の受領後後 10 日以内に行政処罰決定を履行しない場合、市場監督管理部門は期限満了日から 3 か月以内に法に基づき人民法院に強制執行を請求することができる。

第 69 条 市場監督管理部門は、健全な処罰物資の管理、処理制度を確立しなければならない。具体的な手続き法は省クラスの市場監督管理部門が国の関連規定を参照して制定する。

第 70 条 一般手続を適用する案件に下記に掲げる情



状の一つに該当する場合、事件処理機関は 15 営業日以内に結審報告書を記入し、市場監督管理部門の責任者の承認を得た後、結審しなければならない。

- (1) 行政処罰の決定の執行を完了した場合；
- (2) 人民法院の裁定の執行を終了した場合；
- (3) 事件の調査を終了した場合；
- (4) 本規定の第 54 条第 1 項第 2 号～5 号の決定を下した場合；
- (5) その他の結審すべき状況。

第 71 条 結審した後、事件処理担当者は事件資料を書類管理の関連規定に基づいてファイルを作成しなければならない。事件ファイルの作成は一事件一ファイルで、資料が全て揃い、規則に従っていないなければならない。

事件ファイルは正ファイルと副ファイルに分けることができる。正ファイルは以下の順序に基づいて保存する：

- (1) 立案報告書；
- (2) 行政処罰決定書及び送達送り状；
- (3) 当事者に発送されたその他の法律文書及び送達送り状；
- (4) 証拠資料；
- (5) 聴取調書；
- (6) 財物処理伝票；
- (7) その他の関連資料。

副ファイルは以下の順序に基づいて保存する：

- (1) 事件発生資料；
- (2) 調査終了報告；
- (3) 審査意見；
- (4) 聴取報告；
- (5) 決算報告書；
- (6) その他の関連資料。

事件ファイルの保管と検査は、書類管理の関連規定に基づいて行う。

## 第六章 期間、送達

第 72 条 期間は、時、日、月で計算し、期間の開始時或いは日を算入しない。期間に途中の時間は含まない。期間満了の最後の日が法定祝日の場合、法定祝日後の第一の日を期間満了日とする。

第 73 条 市場監督管理部門は行政処罰決定書を送達

する場合、宣言後にその場で当事者に交付しなければならない。当事者が不在の場合は、7 日以内に本規定第 74 条、第 75 条の規定に基づき、行政処罰決定書を当事者に送達しなければならない。

第 74 条 市場監督管理部門は法律執行文書を送達する場合、下記の方法に基づき行わなければならない。

(1) 直接送達の場合、受取人が送達送り状に受領日を明記し、署名或いは捺印し、受取人が送達送り状に明記した日付を送達日とする。受取人は自然人である場合、本人が不在の時は同居の成年家族が署名し受け取る。受取人が法人或いはその他の組織である場合、法人は法定代表者、その他組織は主要責任者或いは当該法人、その他組織の責任者が署名して受け取る。受取人に代理人がいる場合、その代理人が署名して受け取ることができる。受取人が既に市場監督管理部門に代行人を指定している場合、送付を受けた代行人は署名して受け取る。受取人の同居成人家族、法人或いはその他組織の責任者、代理人或いは代行人が送達送り状に署名して受け取った日を送達日とする。

(2) 受取人或いはその同居成人家族が署名受け取りを拒否した場合、市場監督管理部門は関連基層組織或いは所在会社の代表の出席のもと、状況を説明し、送達送り状に拒否理由と日付を記載し、送達者、証人の署名或いはその他の方法で確認し、法執行文書を受取人の住所に残すものとする。法執行文書を受取人の留置くとともに、写真、ビデオなどの方法で送達手続き記録することで、送達と見なすことができる。

(3) 直接送達が困難な場合、郵送或いは現地の市場監督管理部門に委託して送達することができる。郵送で送達した場合、郵便受領書に明記された受領日を配達日とする。委託で送達した場合、受取人署名して受け取った日を送達日とする。

(4) 行政処罰決定書を除き、受取人の同意を得て、携帯ショートメール、ファックス、電子メール、インスタント通信アカウントなどを使って、受信を確認できる電子方式で法執行文書を送達することができる場合、

市場監督管理部門は写真、スクリーンショット、録音、ビデオなどの方法で記録しなければならない、携帯メール、ファックス、電子メール、インスタント通信情報などが受取人の特定システムに到達した日を送達日とする。

(5) 受取人が行方不明或いは上記の方法でも送達できない場合、市場監督管理部門の掲示板と受取人の住所地に公示を貼ることができるほか、新聞或いは市場監督管理部門のポータルサイトなどに公示することができる。公示日から 60 日経過した場合、送達したと見做す。公告送達には、事件資料に原因と経過を明記しなければならない。市場監督管理部門の掲示板及び受取人の住所地に公示を貼る場合、写真、ビデオなどの方法で掲示過程を記録しなければならない。

第 75 条 市場監督管理部門は、受取人が送達先住所確認書に署名し、受取人が確認した住所に送達することで、送達がなされたと見做す。受取人の送達住所が変更された場合、速やかに市場監督管理部門に書面で通知しなければならない。速やかに通知していない場合、市場監督管理部門は元の住所に送達することで、法に基づき送達されたと見做す。

受取人が提供した送達住所が不正確、送達住所の変更が市場監督管理部門に書面で通知されていない場合、受取人が法律執行文書を実際に受信されず、直接送達された場合、法執行文書が当該住所に留まった日が送達日となる。郵送で送達された場合、法執行文書が戻された日を送達日とする。

#### 第七章 付則

第 76 条 本規定における「以上」、「以下」、「内」は全て当該数を含む。

第 77 条 国務院薬品監督管理部門及び省クラスの薬品監督管理部門は行政処罰を実行する場合、本規定を適用する。

法律、法規、規則により市場監督管理機能を授権し履行する組織が行政処罰を実行する場合、本規定を適用する。

「中華人民共和国独占禁止法」の規定に違反した行

為に対する行政処罰の手続きを実行する場合、国務院市場監督管理部門の特別規定に基づき実行する。特別規定が未だ規定されていない場合、本規定を参照して執行する。

第 78 条 行政処罰文書の書式サンプルは、国務院市場監督管理部門が統一して制定する。各省クラスの市場監督管理部門は文書書式サンプルを参照し、当該行政区域に適用する行政処罰文書の書式を制定するとともに自ら印刷することができる。

第 79 条 本規定は 2019 年 4 月 1 日から施行する。1996 年 9 月 18 日国家技術監督局令第 45 号「技術監督行政処罰委託実施弁法」、2001 年 4 月 9 日国家質量技術監督局令第 16 号「質量技術監督処罰物品管理処置弁法」、2007 年 9 月 4 日国家工商行政管理総局令第 28 号「工商行政管理機関行政処罰手続き規定」、2011 年 3 月 2 日国家質量監督検査検疫総局令第 137 号「質量技術監督行政処罰手続き規定」、2011 年 3 月 2 日国家質量監督検査検疫総局令第 138 号「質量技術監督行政処罰事件審理規定」、2014 年 4 月 28 日国家食品薬品監督管理総局令第 3 号「食品薬品行政処罰手順規定」は同時に廃止する。

